

令和6年能登半島地震におけるEMS機能の臨時運用ルール

令和6年1月12日

いしかわ診療情報共有ネットワーク協議会

会長 安田 健二

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、被災者の石川中央・南加賀地域への二次避難が行われています。今後、これらの地域において避難者の医療機関への受診が予想されることから、迅速・円滑な情報共有のために、当面、避難者である患者に関してはEMS機能の使用を可といたします。

それに伴い、以下のとおり、臨時運用ルールを設定いたします。

EMS機能とは

EMS (Emergency Medical Service)機能とは、ID-Link の患者 ID 入力欄に「連携施設患者 ID@EMS」と入力することにより診療情報取得を自動的に行う機能で、救急搬送あるいは紹介状を持たずに受診した患者さんの診療情報（投薬内容や最近の血液検査等）を迅速に閲覧することが可能となる。

同意書の取得について

- ・ **平時のルール**：EMS を利用して閲覧を希望する医療機関が、患者あるいは患者の家族から同意を取得すること。生命の危機に関する緊急時などやむを得ない場合は口頭での同意も可とするが、カルテに同意を得たことを記載すること。
- ・ **能登半島地震におけるルール**：口頭で同意を得ることを可とし、カルテに同意を得たことを記載するか、同意を確認した者が同意確認書を記載して保管する。本人が意識不明等の場合は、ご家族等から事前に口頭で同意を取ることが基本だが、事後あるいは連絡が取れない場合は省略しても可とする。

閲覧先への連絡について

- ・ **平時のルール**：EMS を利用する場合は、事前に当該医療機関に電話などでEMSを使用することと、使用を希望する理由を連絡する。ただし、夜間や休日など当該医療機関の診療時間外の場合や、担当者が不在の場合は後日（1週間以内）でも可とする。
- ・ **能登半島地震におけるルール**：件数が多くなることが想定されるので事務の手間を省くために、避難者である患者に関してはEMSを使用した場合の当該医療機関への連絡は省略しても可とする。

※現在、オンライン資格確認等システムにおいて、マイナンバーカードがなくても口頭等での同意があれば、薬剤情報等の閲覧が可能です。（2月14日まで。石川県内の医療機関、富山大学附属病院（富山県富山市）、福井県済生会病院（福井県福井市）が対象。）

（参考）<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/6-3.html>